

2 月下旬号
2012 年

国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次） 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 8 階 文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/~bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

2/25(周六) 9:00~12:00 市政府试行开设部分业务窗口

2/25 (土) 9:00~12:00 窓口業務を一部試行開設します

<h3>2/16(周四)~3/15(周四) 是税的申告时期</h3>	<p>2/16 (木) ~3/15 (木) は税金の申告時期です。</p>
<p>2012 年 1 月 1 日时居住在本市并在 2011 年有收入者, 请进行申报。</p> <p>《市民税・府民税》</p> <p>在市政府厅一楼大厅可办理申报。与此同时, 还将设点及通过邮寄接受申报, 请确认会场和时间后利用。</p> <p>※如果已经申告了所得税返还的确定申报则不需要再申告。</p> <p>《所得税》</p> <p>税务所已经废除了在市政府厅一楼大厅设点受理所得税的返还确定申报。请去税务署或是税务署所设的受理点申告。详细内容请咨询。</p>	<p>2012/1/1現在市内に居住する方で、2011年に収入があった方は申告してください。</p> <p><市民税・府民税></p> <p>市役所 1 階多目的ホールで受け付けます。期間中は出張申告受付および郵送での受付も行います。会場、時間を確認のうえ、ご利用ください。</p> <p>※所得税の確定申告をする場合を除く。</p> <p><所得税></p> <p>市役所 1 階での税務署による出張受付は廃止されました。税務署または税務署の出張受付会場で申告してください。</p>
<p>询问处: 有关市府民税 TEL 06-4309-3135/FAX 06-4309-3809 有关所得税请咨询东大阪税务局 TEL 06-6724-0001</p>	<p>問合先：市府民税については市民税課 所得税については東大阪税務署</p>
<h3>让我们一起来加入交通灾害・火灾的互助保险</h3>	<p>交通災害共済・火災共済に加入しましょう</p>
<p>2 月 15 日开始受理预约。</p> <p>◇交通灾害互助保险（会费为 每人全年 600 日元）</p> <p>※ 死亡最高慰问金=200 万日元</p> <p>◇火灾互助保险(会费为 1 股全年 600 日元 最多可加入 3 股)</p> <p>※ 死亡最高抚恤金=每人 1 股 100 万日元</p> <p>详细内容请咨询。</p>	<p>2/15 から予約受付開始します。</p> <p>◇交通災害共済（会費は 1 人につき年間600円）= 死亡最高見舞金 200万円</p> <p>◇火災共済（会費は 1 口につき年間600円で、3 口まで可）= 死亡弔慰金 1 口あたり 1 人 100万円</p> <p>詳しくはお問合せください。</p>
<p>询问处: 市民总务室 TEL 06-4309-3158 / FAX 06-4309-3812</p>	<p>問合先：市民総務室</p>
<h3>领取儿童抚养津贴者请提出申请</h3>	<p>児童扶養手当対象者は申請を</p>
<p>儿童抚养津贴是指, 对抚养没有与父亲或母亲共同维持生活的儿童者给予的支付。</p> <p>虽然提出申请的期限(领取资格过了 5 年)已废除。但是, 2003 年 3 月 31 日之前申请资格已过时效者, 则不能再提出申请。因对收入有限制, 也有不能领取的可能性。申请前请咨询。</p>	<p>児童扶養手当とは、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している方に支給します。</p> <p>請求期限（受給資格が発生してから 5 年）は廃止されましたが、2003/3/31 までに請求期限の時効が成立している方は請求できません。所得などにより受けられない場合があります。申請前にお問合せください。</p>
<p>申请・询问处: 国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>申請・問合先：国民年金課</p>



<p>是否已递交「子女津贴认定申请书」？</p>	<p>子ども手当認定請求書の提出はお済みですか</p>
<p>去年 10 / 31 给符合领取条件的家庭已寄去「子女津贴认定申请书」。还没有办理手续的人请在 3 / 31 之前去国民年金课，或是行政服务中心提出申请。</p> <p>如果在 4 月以后提出申请，支付将从申请月的第二个月开始，并且不能领取去年 10 月份开始的津贴费。</p>	<p>該当する世帯には「子ども手当認定請求書」を昨年 10/31 に送付しています。手続きがまだの方は 3/31 までに国民年金課又は行政サービスセンターへ申請してください。</p> <p>4月以降に申請すると申請月の翌月分からの支給となり、10月分に遡って支給できません。</p>
<p>申請・询问处：国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>申請・問合先：国民年金課</p>

大阪生活指南

医疗保险（国民健康保険・介護保険）

4. 介護保険

在日本，因卧床不起或患有痴呆症等原因，需要护理时，可以通过由市町村实施的介護保険利用必要的服务。

(3) 可利用的服务

□ 在家服务：（含面向“要帮助”的人介護予防服务）

- ・ 访问介護（家庭健康服务）：由访问介護师上门进行生活帮助及身体介護。
- ・ 访问看護：由护士上门进行诊疗的辅助等活动。
- ・ 日间介護所服务（日间服务）：去日间介護服务中心洗浴、就餐并接受康复训练。
- ・ 短期入住介護所接受生活介護服务（短期入住）
- ・ 入住特定设施，接受生活介護服务等

□ 设施服务

- ・ 介護老人福利设施（特别养护老人之家）：日常生活需要介護且在家生活困难的人接受日常生活上的照料、康复训练、护理等的同时每天在此生活的设施。
 - ・ 介護老人保健设施：需要接受康复训练、看护、介護等的人以回家康复为目标的设施
 - ・ 介護治疗型医疗设施：需长期治疗的人在接受介護、康复训练的同时接受医疗服务的设施。
- ※ “要帮助”的人不能利用设施服务。

□ 地域紧密型服务（含面向“要帮助”的人的介護予防服务）

< 摘自大阪府国际交流财团 OFIX 网页「大阪生活指南」 > <http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

医療保険（国民健康保険・介護保険など）

4. 介護保険

日本では、寝たきりや認知症などが原因で、介護が必要になった時に、市町村が実施する介護保険により必要なサービスを利用することができます。

(3) 利用できるサービス

■ 在宅サービス：「要支援」の方向けの介護予防サービスを含む）

- ・ 訪問介護（ホームヘルプサービス）ホームヘルパーが訪問して生活援助や身体介護を行う。
- ・ 訪問看護 看護師が訪問し、診療の補助などを行う。
- ・ 通所介護（デイサービス）デイサービスセンターで入浴・食事、リハビリを受ける。
- ・ 短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・ 特定施設入居者生活介護 など

■ 施設サービス：例

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）常に介護が必要な人で在宅生活困難な人が日常生活上の世話、リハビリ、看護などを受けながら生活する施設。
- ・ 介護老人保健施設、リハビリや看護、介護を必要とする人が在宅復帰を目指す施設。
- ・ 介護療養型医療施設 長期の療養を必要とする人が、介護やリハビリなどの医療サービスを受ける施設。

※ 施設サービスについては、「要支援」の方は利用できません。

■ 地域密着型サービス（「要支援」の方向けの介護予防サービスを含む）。

< 大阪府国際交流財団 OFIX HP「大阪生活必携」より > <http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

<p>东大阪市国際情報广场</p>	<p>提供行政信息、咨询指南等。严守秘密。免费咨询。 日本語、英語、韓国・朝鮮語、中文</p>	<p>Tel 06-4309-3311 Fax 06-4309-3823</p>
<p>大阪府外国人情报处</p>	<p>英語、韓国・朝鮮語、中文、西班牙语、葡萄牙语、菲律宾语、越南语、泰语</p>	<p>Tel 06-6941-2297</p>

